

新東つアミリー



平成24年9月10日(隔月発行)
発行所(株)新東調理士会

源内さんも
言っています。
土用丑の日は

「鰻」を
食すべし。

みなさん今年
の土用丑の日は
どうでした？



2012年夏を振り返って



2012年夏も終わろうとしていますが、皆様、今年の夏を振り返ってどのような夏だったでしょうか？7月27日の土用丑の日は幸いにも快晴でした。新東会の会報誌でも毎年、土用丑の日の前後にかけて街頭インタビュウをしてみました。今回はマスメディアの情報と消費者の関係についても調べてみましたので街頭インタビュウと合わせてご紹介いたします。

今年の夏の街頭インタビュウは少し厳しいものとなりました。その理由は「今年、鰻は高すぎて食べる予定はありません」という方が非常に多くあったため、急遽、インタビュウする項目に「何故、高いと思いますか？」というのを加えました。
◆横浜市瀬谷区在住50代男性
夏は三ツ境駅近くにある「銀」というお店で鰻を食べているんですけど。今年は何え！ 高いですよ。

その昔はね、高くても夏は鰻を食べるものだ！ と思っていたんですけどね。景気も悪くなつたせいとか、昔みたいに「鰻を食べて頑張ろう！」という気持ちが湧いてこなくなりました。鰻と言えば「活力の源」みたいなものでしょう。でも、景気が悪くてもやっぱり夏は鰻のパワーにあやかりたいですね。

◆練馬区在住30代女性

TVのニュースで鰻が高いってやってたでしょう。ニュース以外でも鰻の特集をやっていて、シラス鰻が激減しているとか、代用としてこんな鰻も海外にはあるとか。完全養殖が確立すれば価格は安定するとか、いろいろ言っていましたけど、その番組を見た人たちはあまりいいイメージしないですよ。例えば、夏ならではのTVCMを見ると、ああ今年も夏が来たかを感じる。鰻も同じで、TVを見て「あっ！ もうすぐ土用丑の日だ」と思う。主婦からすると子供や主人に夏ハテしないように食べさせたいというのが本音です。



マスメディアの情報に大きく影響を受けた今年の夏

元々、土用丑の日に鰻を食べるという習慣は江戸時代の大発明家、平賀源内がキヤッチコピーとして作ったのはじまりですが、今年はマスメディアの情報が鰻の売れ行きに大きく影響していたのではないのでしょうか。そこで、マスメディアの情報による効果についてご紹介します。

【強効効果説】

マスメディアの放つメッセージがピストルの弾のように人々の心を直撃するという考え方。

【限定効果説】

マスメディアの影響は限定的であつて一時的なものである。しかし、集団的な連鎖反応があるという考え方。

【複合影響説】

強効効果説と限定効果説の複合で情報を発信する側ではなく受け手側がどのように感じるかの問題という考え方。

マイナスイメージをプラスに変える

今回のマスメディアの情報を総評すると、マスメディアの報道で助けられた部分と、反対に売り上げを落とした部分と両方があつたように思われますが、結果的にはマイナス部分が多かつたように感じられました。

しかし、マスメディアの影響は絶大でテレビCMの影響で商品を購入する人が40%~50%と言われています。今後はマスメディアと無関係というわけにもいかないため、もう一度、原点に立ち返って、鰻の栄養価など消費者にどのようにアピールするべきか検討する必要があります。新東会の会報誌でも提案してまいりますので、皆様もご意見のある方はご連絡をお待ちしています。

お知らせ情報

◎新規オープン
神田きくかわ 御殿場店
8月4日オープン
静岡県御殿場市東山964-6
電話 0550-82-4808



新東調理士会が取り組んでいる、江戸前蒲焼のPR活動や取り組みを、様々な切り口でご紹介します。



WIKISOURCE

ワシントン条約 (CITES)

何故? ワシントン条約の
鯉の規制を検討
ワシントン条約とは何?
ニホンウナギはワシントン条約
の付属2の対象となっている
今後の動向、農林水産省では
保護、管理のために調査準備
うなっぺりしー
神田きくかわ 杉山 芳樹さん

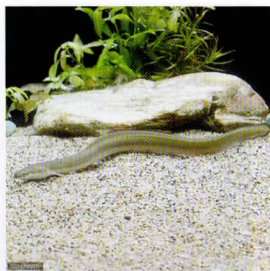
付属書は1・2・3とあり、1が一番重い規制となっており、商業のための輸出入は一切禁止となっています。有名なものとして、ジャイアントパンダ、トラ、ゴリラ、オランウータン、ウミガメの全種、シロナガスクジラなどがあります。

●今後の動向、農林水産省では保護管理のために調査準備

このワシントン条約のニュースがあった直後の農林水産省大臣の記者会見では、「鯉は枯渇している状況ではない。保護管理について当面は産卵場所などの調査を進めたい」と述べていましたが、その後、どうなっているのか、まったく発表がないため、農林水産省へ電話にて問い合わせしてみました。すると「現在はその準備を進めている段階でコメントはできません」という回答でした。

その昔、日本はクジラ漁が盛んでした。しかし、ワシントン条約の規制対象となってしまったために沢山の漁師たちが転職することになりました。このような過去の苦い経験を活かして、日本政府には早期に予算を組んで対応していただきたいと思えます。また、新東会の会報誌では、農林水産省には今後も問い合わせして、今後の動向がわかれば皆様にもご紹介してまいります。

●何故? ワシントン条約で鯉の規制を検討



世界的に減少が指摘される鯉について、アメリカ政府が絶滅の恐れがある野生動物植物の

国際取引を規制するワシントン条約の対象種に加えることを検討している。という報道がありました。アメリカが主に取引規制を検討しているアメリカウナギは近年、中国や韓国の養殖場を経て日本への輸出が増加しており、日本で広く食べられていくニホンウナギも対象となっており、規制が導入されれば鯉価格の更なる高騰を招くことは間違いなく、今後の動向が注目されています。そこで、そもそもワシントン条約とは、どのようなものなのか。何故、鯉が規制対象となったのか。もし、規制対象となった場合、どのようになるのか。これらについて調べてみましたので、皆様にもご紹介いたします。

●ワシントン条約とは何?

ワシントン条約とは、経済産業省によると「自然のかけがえのない一部をなす野生動物植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護することを目的とした条約です」とされています。正式には「絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約」。この条約が、1973年にワシントンで開かれた国際会議で採択されたために「ワシントン条約」と呼ばれる。発効

は75年。日本は世界有数の野生動物植物とその加工品の輸入国なので早期加入を望む声が多かったが、80年(昭和55)に60番目の締結国となっているようです。

●ニホンウナギはワシントン条約の付属書2の対象となっている

現在、ワシントン条約で規制対象となっている鯉は18種あるウナギのうちヨーロッパウナギだけとなっています。しかし、アメリカ政府の4月1日付官報によると、アメリカ魚類野生生物局は環境保護団体からの要望を受けて「アメリカウナギやその他の全てのウナギ」を輸出国の許可証発行を義務付ける同条約の付属書2の対象にするべきかを検討しているそうです。では付属書2とはどんなものなのでしょうか。

【付属書2】とは

《対象の基準》
国土の取り引きを制限しないと、将来、絶滅の危険性が高くなるおそれがある生き物

《主な対象種》
タテガミオオカミ、カバ、ウミイブアナ、トモエガモ、ケープペンギン、野生のサボテン科の全種、野生のラン科の全種など、約33,000種の動物植物が対象となっている(ただしサボテン科とラン科の植物は付属書1のものもある)

《規制の内容》

輸出入には、輸出国の政府が発行する許可書が必要となる。
※付属書に記載されると、生きている状態での取引だけでなく、その肉や皮、骨などの部分。またそこから作られたバッグなどの製品の取引も制限されることになっています。

職人たちの「鯉ってりしー」

16歳で東京へ上京し、気が付けば40数年、新東会にお世話になっていることになりました。そして現在の「神田きくかわ」に勤務してもう20年以上になります。こうして長年、鯉屋の仕事を続けてこられたことには大変感謝しております。

今年の夏はいつになく鯉が高騰し大変心配していましたが、結果としては、お店も忙しく、無事乗り切ることができました。これからもお一層丁寧な仕事を心掛け、お客様に喜んで食べていただける鯉を提供したいと思っています。



杉山 芳樹さん
神田きくかわ 職人
東京都千代田区神田
須田町1-242
TEL:03-3251-1506

今回は、杉山芳樹さんご紹介で「伊勢定千葉そごう店」勤務の白鳥秀夫さんです。

会報誌【新東ファミリー】は業界発展のため精力的に取材活動を行います。ご意見、ご要望などございましたら、編集部にご連絡ください。

2013年は7月22日(月)と8月3日(土)です。 TEL.03-3582-4721 info@chourishi.co.jp